

## 第1号議案

### 平成21年度東京都台東区一般会計補正予算（第4回）

平成21年度東京都台東区一般会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,455,686千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ92,802,267千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

#### （繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

#### （特別区債の補正）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 特別区債補正」による。

平成22年2月5日提出

東京都台東区長 吉住 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 特別区税		18,614,636	△120,601	18,494,035
	1 特別区民税	15,436,168	△30,304	15,405,864
	3 特別区たばこ税	3,122,389	△90,297	3,032,092
2 地方譲与税		417,138	0	417,138
	2 地方道路譲与税	112,197	△70,863	41,334
	3 地方揮発油譲与税	0	70,863	70,863
3 利子割交付金		322,103	△227,600	94,503
	1 利子割交付金	322,103	△227,600	94,503
7 自動車取得税交付金		330,016	0	330,016
	1 自動車取得税交付金	330,016	0	330,016
9 特別区交付金		30,800,000	△1,800,000	29,000,000
	1 特別区財政調整交付金	30,800,000	△1,800,000	29,000,000
11 分担金及び負担金		962,560	△70,357	892,203
	1 分担金	114,484	△10,357	104,127
	2 負担金	848,076	△60,000	788,076
12 使用料及び手数料		3,268,037	△9,196	3,258,841
	2 手数料	754,684	△9,196	745,488
13 国庫支出金		16,984,583	△35,154	16,949,429

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 国庫負担金	15,949,138	△12,895	15,936,243
	2 国庫補助金	1,006,748	△22,259	984,489
14 都支出金		5,462,606	△89,774	5,372,832
	1 都負担金	3,663,612	△61,695	3,601,917
	2 都補助金	1,177,973	△28,079	1,149,894
16 寄附金		82,591	1,000	83,591
	1 寄附金	82,591	1,000	83,591
17 繰入金		3,437,937	△1,849,866	1,588,071
	1 基金繰入金	3,058,763	△1,975,135	1,083,628
	2 特別会計繰入金	379,174	125,269	504,443
18 繰越金		2,364,405	1,886,856	4,251,261
	1 繰越金	2,364,405	1,886,856	4,251,261
19 諸収入		4,798,673	△4,994	4,793,679
	7 障害福祉サービス収入	100,564	7,988	108,552
	8 雑入	417,028	△12,982	404,046
20 特別区債		2,003,000	864,000	2,867,000
	1 特別区債	2,003,000	864,000	2,867,000
歳入合計		94,257,953	△1,455,686	92,802,267

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		597,677	△8,569	589,108
	1 議会費	597,677	△8,569	589,108
2 総務費		12,701,245	△586,331	12,114,914
	1 総務管理費	10,033,225	△475,431	9,557,794
	2 徴税費	461,708	△31,000	430,708
	6 区民施設費	1,413,916	△79,900	1,334,016
3 民生費		30,613,239	△318,170	30,295,069
	1 社会福祉費	8,732,511	△318,170	8,414,341
4 衛生費		8,126,391	△422,034	7,704,357
	1 衛生管理費	1,216,846	△95,840	1,121,006
	3 公衆衛生費	1,473,619	△136,651	1,336,968
	4 環境衛生費	268,130	△27,636	240,494
	5 清掃費	4,228,462	△161,907	4,066,555
5 文化観光費		1,835,768	△21,792	1,813,976
	1 文化費	784,860	△11,792	773,068
	2 観光費	1,050,908	△10,000	1,040,908
6 産業経済費		6,565,521	△125,930	6,439,591
	1 産業経済費	6,565,521	△125,930	6,439,591
7 土木費		6,821,988	△201,981	6,620,007
	1 土木管理費	930,032	△5,000	925,032
	2 道路橋りょう費	2,201,364	△32,700	2,168,664
	4 公園費	824,418	△84,835	739,583

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	5 建築費	364,189	△9,040	355,149
	6 都市整備費	1,156,707	△58,406	1,098,301
	7 住宅費	1,343,665	△12,000	1,331,665
8 教育費		15,479,711	△620,661	14,859,050
	1 教育総務費	1,307,540	△107,603	1,199,937
	2 小学校費	2,170,126	△61,063	2,109,063
	3 中学校費	2,596,688	△180,260	2,416,428
	5 幼稚園費	1,015,806	△101,735	914,071
	6 児童保育費	4,326,231	△110,500	4,215,731
	7 こども園費	460,325	△30,000	430,325
	8 社会教育費	1,638,108	△43,000	1,595,108
	9 社会体育費	1,891,015	13,500	1,904,515
9 諸支出金		11,366,413	849,782	12,216,195
	4 特別会計繰 出金	6,205,864	849,782	7,055,646
歳 出 合 計		94,257,953	△1,455,686	92,802,267

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	国民保護対策	9,893
5 文化観光費	2 観光費	浅草文化観光センターの整備	161,638
7 土木費	4 公園費	緑と水辺を活かす隅田公園づくり(桜橋整備)	38,850
7 土木費	6 都市整備費	入谷駅新出入口等設置支援	152,000
8 教育費	9 社会体育費	リバーサイドスポーツセンター施設の庭球場改修	33,500

第3表 特別区債補正  
変更

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
1 旧東京北部 小包集中局 跡地取得	補正前 2,003,000	証券発行又は 普通貸借の方 法により政府 その他より起 債する。 証券発行の場 合における発 行価格は、額面 100円につき 98円以上とす る。	6.5%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 財政融資資 金、地方公共 団体金融機構 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	起債のときか ら据置期間を 含め30年以 内に元利均等 額、元金均等 額、満期一括 額のいずれか の方法で償還 する。	金融事情そ の他の都合 により、起 債額の全部 又はその一 部を翌年度 に繰延起債 することも ある。
	補正後 2,182,000				

追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
1 学校施設の 整備	685,000	証券発行又は 普通貸借の方 法により政府 その他より起 債する。 証券発行の場 合における発 行価格は、額面 100円につき 98円以上とす る。	6.5%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 財政融資資 金、地方公共 団体金融機構 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	起債のときか ら据置期間を 含め30年以 内に元利均等 額、元金均等 額、満期一括 額のいずれか の方法で償還 する。	金融事情そ の他の都合 により、起 債額の全部 又はその一 部を翌年度 に繰延起債 することも ある。